

教育相談の総合的なプラットフォーム

保護者の支援



ライフサポーター派遣

学校に行きづらくひきこもりがちな児童生徒の家庭や別室登校をしている児童生徒の学校に、臨床心理学を学ぶ大学院生を派遣し、悩みや不安の解消に向けて支援



子どもの支援



教育相談



「電話相談」「来所相談」「メール相談」「出張相談」
悩みの解決を目的に、事案に応じた伴走型の支援を実施

教育相談を中心とした
各種支援事業を展開しています。

教員の支援



不登校児童生徒 支援会議

学校関係者や関係機関を交え、子どもの支援方法について協議し、学校問題に対応する支援体制を構築

教育相談 コーディネーター研修

教育相談の中心的役割を担う人材を育成し、
教育相談コーディネーターを中心とした教育
相談体制を充実

ほっとスペースあせび

不登校やひきこもり傾向等にある
中・高校生等に、センター内外で
スタッフと共に体験活動や
レクリエーションを実施し、
「ほっ」とできる心の居場所を提供



アプリを活用した SNS 相談



1人1台端末等にインストールした相談アプリを活用し、
いじめや様々な悩みに匿名で相談
生徒が抱える様々な悩みや、不安に対する相談を実施

徳島県立総合教育センター 特別支援・相談課



学校カウンセリング ゼミナール

カウンセリングや子どもの心理など教育相談に
関する研修会の開催

関係機関との連携

徳島県教育委員会、市町村教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター(適応指導教室)、大学、児童相談所(こども女性相談センター)、精神保健福祉センター、地域若者サポートステーション、警察、市町村子ども支援担当課など



総合教育センターの教育相談及び各種事業のご案内

このようなことが気になっていませんか？

不登校

いじめ

進路適性

学業不振

学校生活

子どもの発達

教育相談

電話相談 …088-672-5200(平日の9:00~17:00まで)
来所相談 …事前の電話予約が必要です。
メール相談 …tokubetsushien@mt.tokushima-ec.ed.jp
出張相談 …来所相談の中で必要が生じた場合、学校などに出向きます。

読み書き計算の遅れ

落ち着きがない

コミュニケーションが苦手

友だちとのトラブルが多い

興味・関心に偏りがある

その他、教育に関すること

*不登校やひきこもりの相談、発達障がいを含む障がいのある子どもについての相談などに応じます。
*保護者の方からの相談はもちろん、教職員の指導上の質問や相談にも応じます。
*心理検査は行っておりません。

ライフサポーター派遣

対象:徳島県内の小中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童生徒
派遣期間:4月~2月末(長期休業日については要相談)
週1回、1時間(毎週決まった曜日、時間帯)
活動は平日の日中時間帯
※先生や友だちとは異なる年齢の近い大学院生を家庭や学校に派遣

不登校児童生徒支援会議

対象:徳島県内の公立学校の教職員及び保護者など
実施場所:総合教育センター(オンラインでも可能)
関係機関:大学教授、SC、SSW、精神福祉センター、児童相談所、教育支援センターなど
※各学校や保護者(児童生徒)からの要望に応じて、専門家を招き、その事例に応じたケース会議を開催

教育相談コーディネーター研修

対象:徳島県内の小中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教育相談コーディネーター
不登校やいじめ問題などに対する教育相談を中心とした児童生徒支援の在り方や、研修・事例検討などを通して各学校における教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制の充実・推進

ほっとスペースあせび

対象:徳島県内の不登校やひきこもり傾向等にある中学生、高校生など
実施期間:5月~2月末(長期休業期間中はお休み)
毎週金曜日 13:30~15:30
場所:総合教育センター1階「こころとからだのサポートセンター」
※「出張ほっとスペースあせび」の実施時間・場所については、総合教育センターHPに掲載

アプリを活用したSNS相談

対象:公立中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部・高等部の生徒
実施期間:3月31日まで
平日17:00~22:00
(相談アプリへの入力には毎日24時間可能)

学校カウンセリングゼミナール

対象:徳島県内の小中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教職員
カウンセリングや子どもの心理について、教育相談などに関する研修会を開催
様々な不安などで悩む児童生徒への適切な対応や学校教育相談の理論と技法について学び、教員の相談力を向上

一人で悩まずにご相談ください!

徳島県立総合教育センター 特別支援・相談課

18歳までの幼児児童生徒、保護者、教職員などが対象です。